

新潟市東区公認キャラクター 東区応援団長「ぬたりん」イラストの使用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市東区公認キャラクター 東区応援団長「ぬたりん」のイラスト（以下「イラスト」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(使用する者の範囲)

第2条 イラストを使用しようとする者（以下「使用者」という。）または、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、目的の営利・非営利を問わずイラストを使用することができない。

- (1) 新潟市のイメージや品位を傷つけ、又はそのおそれのあるとき。
- (2) 使用上の注意事項に従って使用されないおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又はそのおそれのあるとき。
- (5) 使用者が次のいずれかに該当する場合
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者。
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (6) その他、市長が適当でないとき。

(使用承認申請)

第3条 営利目的の使用者は、あらかじめ、「ぬたりん」イラスト使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、新潟市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用承認)

第4条 市長は、前条の申請があった場合、その内容が第2条各号のいずれかに該当する場合を除き、イラストの使用を承認するものとする。

2 前項の承認を決定する際は、「ぬたりん」イラスト使用（変更）承認書（様式第2号）をもって使用者に通知する。

(使用料)

第5条 イラストの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市長が別に定めるイラスト使用上の注意事項を遵守することとする。
- 2 営利目的の使用者は、前項の規定のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
 - (1) 使用承認された内容により使用し、市長が指示する条件に従うこと。
 - (2) 使用承認の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (3) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(承認内容の変更の申請)

第7条 使用者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、「ぬたりん」イラスト使用変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を決定した場合は、「ぬたりん」イラスト使用(変更)承認書(様式第2号)をもって通知する。
- 3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(承認の取消)

第8条 市長は、イラストの使用がこの規定及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該イラストの使用承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取消は、「ぬたりん」イラスト使用承認取消書(様式第4号)をもって通知する。

(責任の制限)

第9条 前条の規定により、イラストの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

- 2 イラストの使用承認を受けた者が、イラストの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、市長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、イラストの取り扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成30年4月16日より施行する。

この要領は、令和3年4月1日より施行する。

様式第1号（第2条関係）

「ぬたりん」イラスト使用承認申請書

年 月 日

新潟市長

申請者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）

新潟市東区公認キャラクター 東区応援団長「ぬたりん」のイラストを使用したいので、下記のとおり申請します。なお、「新潟市東区公認キャラクター 東区応援団長『ぬたりん』イラストの使用に関する要領」の規定を遵守します。

記

1 使用するイラスト	
2 使用目的	
3 使用方法・数量	
4 使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
5 担当者氏名 連絡先（電話番号）	
※添付書類：使用する事業の概要がわかる企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）	

（新潟市使用欄）

受付日	/ /	担当	
-----	-----	----	--

様式第2号（第3条、第6条関係）

「ぬたりん」イラスト使用（変更）承認書

年 月 日

様

新潟市長

年 月 日付けで申請のありました「ぬたりん」イラストの使用（変更）について、下記のとおり承認します。

記

- 1 承認番号 年度第 号
- 2 使用条件
 - （1）「ぬたりん」イラスト使用承認申請書の申請内容どおりに使用すること。
 - （2）「新潟市東区公認キャラクター 東区応援団長『ぬたりん』イラストの使用に関する要領」の内容を遵守すること。
 - （3）『ぬたりん』イラスト使用上の注意事項を必ず確認のうえ、使用すること。

様式第3号（第6条関係）

「ぬたりん」イラスト使用変更承認申請書

年 月 日

新潟市長

申請者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）

承認番号 年度第 号の内容について、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

（変更内容）

変更する項目	
--------	--

変更前	
-----	--



変更後	
-----	--

（新潟市使用欄）

受付日	/ /	担当	
-----	-----	----	--

様式第4号（第7条関係）

「ぬたりん」イラスト使用承認取消書

年 月 日

様

新潟市長

年 月 日付けで承認しました「ぬたりん」イラストの使用（変更）
について、下記のとおり承認を取り消します。

記

1 取消される承認

(1) 承認番号 年度第 号

(2) 取消理由